

兵庫県立大学客員研究員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）における学術研究を推進し、学術の進展に寄与するため、法人において研究活動に従事する外部から受入れる研究員（以下「客員研究員」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 客員研究員は、本学の教授、准教授、講師、助教若しくは助手に相当する身分を有する者又はこれに相当する研究業績を有する者とする。

(条件)

第3条 客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する場合に受け入れるものとする。

- (1) 特定の研究の発展のために、学外の協力を必要とする場合
- (2) 法人の教員と共同研究を希望する場合
- (3) 前2号に準ずる場合

(申請)

第4条 客員研究員を受け入れようとする教員は、学部長等（兵庫県公立大学法人組織規程（平成25年法人規程第1号）第4条に規定する機構、第5条第1項に規定する学部、第6条第1項に規定する研究科、第7条に規定する附置研究所及び第8条第1項に規定する教育研究施設の長をいう。）を経由して、学長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、客員研究員申請書（別紙様式第1号）を総務所管課に提出して行わなければならない。

(承認)

第5条 学長は、前条第1項の規定による申請が適当と認められるときは、教授会又はこれに代わる機関の意見を聴いた上で、受入れを承認するものとする。

2 学長は、前項の規定による承認をしたときは、前条第1項の規定による申請に係る者に対し、通知する。

(受入期間)

第6条 客員研究員の受入期間は、1年以内とする。ただし、客員研究員を受け入れようとする教員が、特別の事由により受入期間延長を申請したときは、学長は、その期間を延長することができる。

2 前項の規定による申請は、受入期間延長願（別紙様式第2号）を総務所管課に提出しなければならない。

（待遇）

第7条 客員研究員と法人の間には、雇用関係は生じないものとする。

2 客員研究員には、給与の支給その他一切の給付は行わない。

（施設の利用）

第8条 客員研究員は、学術総合情報センターその他研究上必要な施設を利用することができる。ただし、研究室は措置しない。

（遵守義務）

第9条 客員研究員は、法人の規程等を遵守しなければならない。

（補則）

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日改正）

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は令和3年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第4条関係）

客員研究員承認申請書

平成 年 月 日

兵庫県立大学長 様

受け入れようとする教員 所属

氏名 印

下記のとおり、客員研究員として受入れを申請しますので、ご承認くださるようお願いいたします。

記

1 氏 名

(年 齢) 満 歳 (国 籍)

2 現 職

3 研究題目

4 研究期間

5 受入講座（部門） 1 講座（部門）名

2 職・氏名

- 添付資料
- 1 客員研究員同意書
 - 2 客員研究員の所属長の承諾書
 - 3 客員研究員の履歴書及び業績目録
 - 4 教育・研究計画の概要（和訳）
 - 5 その他必要な書類

別紙様式第2号（第6条関係）

客員研究員受入期間延長申請書

平成 年 月 日

兵庫県立大学長 様

受け入れようとする教員 所属

氏名 印

下記のとおり、客員研究員の受入れ期間延長を申請しますので、ご承認くださるようお願いいたします。

記

1 氏 名

(年 齢) 満 歳 (国 籍)

2 現 職

3 期間延長理由

4 研究期間 (既研究期間) 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

(希望延長期間) 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで